

# ダイオキシン類対策特別措置法に基づく 特定施設届出案内

(大気基準適用施設)

(水質基準対象施設)

令和 7 年 9 月

仙 台 市 環 境 局 環 境 部 環 境 対 策 課  
仙台市環境局資源循環部事業ごみ減量課

〒980-8671 仙台市青葉区二日町 6 - 1 2

MS ビル二日町 5 ・ 2 階

ダイオキシン類対策特別措置法特定施設  
(大気基準適用施設／水質基準対象施設)  
届 出 案 内 目 次

ページ

|                                           |    |
|-------------------------------------------|----|
| I. 特定施設の届出について                            |    |
| 1. 届出を必要とする地域                             | 1  |
| 2. 届出を必要とする施設（法施行令第1条）                    |    |
| (1) 大気基準適用施設（法施行令第1条別表第1）                 | 1  |
| (2) 水質基準対象施設（法施行令第1条別表第2）                 | 2  |
| 3. 届出の種類                                  |    |
| (1) 設置届（法第12条第1項）                         | 3  |
| (2) 使用届（法第13条第1項）                         | 4  |
| (3) 構造の変更届（法第14条第1項）                      | 4  |
| (4) 氏名の変更等の届（法第18条）                       |    |
| ①氏名又は名称及び住所並びに法人における代表者氏名の変更届             | 5  |
| ②特定事業場の名称及び所在地の変更届                        | 5  |
| ③廃止届                                      | 5  |
| (5) 承継届（法第19条）                            | 5  |
| II. 設置計画及び設置後の管理について                      |    |
| 1. 実施の制限（法第17条）                           | 7  |
| 2. 大気基準適用施設の測定口の設置について                    | 7  |
| 3. 設置者の測定義務について（法第28条、法施行令第4条第1項、施行規則第2条） | 7  |
| 4. 測定結果の報告について                            |    |
| （法第28条第3項、法施行規則第8条、同規則様式第6）               | 7  |
| 5. 測定結果の公表について（法第28条第4項）                  | 7  |
| III. 排出基準について（法第8条）                       |    |
| 1. 大気排出基準（法施行規則第1条の2、同規則別表第1 他）           | 8  |
| 2. 水質排出基準（法施行規則第1条の2、同規則別表第2 他）           | 8  |
| IV. 特定施設に係る届出の記入要領（法施行規則）                 |    |
| 1. 様式1、特定施設設置（使用、変更）届出書                   | 10 |
| 2. 別紙1、特定施設（大気基準適用施設）の構造                  | 10 |
| 3. 別紙2、特定施設（大気基準適用施設）の使用の方法               | 10 |
| 4. 別紙3、発生ガスの処理の方法                         | 11 |
| 5. 別紙4、特定施設（水質基準対象施設）の構造                  | 11 |
| 6. 別紙5、特定施設（水質基準対象施設）の使用の方法               | 11 |
| 7. 別紙6、汚水等の処理の方法                          | 11 |
| 8. 様式3、氏名等変更届出書                           | 11 |
| 9. 様式4、特定施設使用廃止届出書                        | 11 |
| 10. 様式5、承継届出書                             | 11 |
| 11. 様式6、ダイオキシン類測定結果報告書（別紙も含む）             | 12 |
| 12. 様式7、光ディスク提出書                          | 12 |

## I . 特定施設の届出について

### 1. 届出を必要とする地域

仙台市内全域が対象となります。

### 2. 届出を必要とする施設（法第 2 条 2 項、法施行令第 1 条）

工場又は事業場に設置される施設のうち、製鋼の用に供する電気炉、廃棄物焼却炉その他の施設であって、ダイオキシン類を発生し及び大気中に排出し、又はこれを含む汚水若しくは廃液を排出する施設で政令で定めるもの。

#### (1) 大気基準適用施設

（法施行令第 1 条別表第 1）

| 号 | 特 定 施 設 の 種 類                                                                                                                                                             |
|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 焼結鉱（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉であって、原料の処理能力が 1 時間当たり 1 トン以上のもの                                                                                                         |
| 2 | 製鋼の用に供する電気炉（鑄鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）であって、変圧器の定格容量が 1,000 キロボルトアンペア以上のもの                                                                                                     |
| 3 | 亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉であって、原料の処理能力が 1 時間当たり 0.5 トン以上のもの                                                    |
| 4 | アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉であって、焙焼炉及び乾燥炉にあつては原料の処理能力が 1 時間当たり 0.5 トン以上のもの、溶解炉にあつては容量が 1 トン以上のもの |
| 5 | 廃棄物焼却炉であって、火床面積（廃棄物の焼却施設に 2 以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計）が 0.5 平方メートル以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に 2 以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計）が 1 時間当たり 50 キログラム以上のもの            |

## (2) 水質基準対象施設

(法施行令第1条別表第2)

| 号  | 特 定 施 設 の 種 類                                                                                                                                                                                |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設                                                                                                                                  |
| 2  | カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設                                                                                                                                                                |
| 3  | 硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設                                                                                                                                                                 |
| 4  | アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設                                                                                                                                                                 |
| 5  | 担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設                                                                                                                           |
| 6  | 塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設                                                                                                                                                                |
| 7  | カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの<br>イ 硫酸濃縮施設<br>ロ シクロヘキサン分離施設<br>ハ 廃ガス洗浄施設                                                                                                  |
| 8  | クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの<br>イ 水洗施設<br>ロ 廃ガス洗浄施設                                                                                                                               |
| 9  | 4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの<br>イ ろ過施設<br>ロ 乾燥施設<br>ハ 廃ガス洗浄施設                                                                                                                      |
| 10 | 2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの<br>イ ろ過施設<br>ロ 廃ガス洗浄施設                                                                                                                             |
| 11 | 8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロジインドロ(3,2-b:3',2'-m)トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの<br>イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設<br>ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設<br>ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設<br>ニ 熱風乾燥施設 |
| 12 | アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの<br>イ 廃ガス洗浄施設<br>ロ 湿式集じん施設                                                                                                        |

|    |                                                                                                                                                                                  |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 13 | 亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの<br>イ 精製施設<br>ロ 廃ガス洗浄施設<br>ハ 湿式集じん施設                                                               |
| 14 | 担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの<br>イ ろ過施設<br>ロ 精製施設<br>ハ 廃ガス洗浄施設                                    |
| 15 | 別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの<br>イ 廃ガス洗浄施設<br>ロ 湿式集じん施設                                                                     |
| 16 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設                                                                                                                           |
| 17 | フロン類（特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成6年政令第308号）別表第一の一の項、三の項及び六の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの<br>イ プラズマ反応施設<br>ロ 廃ガス洗浄施設<br>ハ 湿式集じん施設 |
| 18 | 下水道終末処理施設（第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）                                                                                                                          |
| 19 | 第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）                                              |

- 備考 1 第15号の「別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉」については前述の大気基準適用施設の欄を参照のこと。
- 2 第16号の対象施設は、廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCBの汚染物又はPCB処理物の洗浄施設をいう。

### 3. 届出の種類

#### (1) 設置届（法第12条第1項）

- ・ 特定施設を設置する場合には**事前(工事着工の60日前まで)**に届出が必要です。
- ・ 届出書が**受理された日から60日間の実施の制限**をうけます。（Ⅱ－1項参照）
- ・ 届出書類は正1部、副1部の**計2部提出**して下さい。（A4版）

① 大気基準適用施設

様式第 1＋別紙 1＋別紙 2＋別紙 3＋添付資料（注 1）

② 水質基準対象施設

様式第 1＋別紙 4＋別紙 5＋別紙 6＋添付資料（注 2）

③ 大気基準適用施設と水質基準対象施設をともに設置する場合

様式第 1＋別紙 1＋別紙 2＋別紙 3＋別紙 4＋別紙 5＋別紙 6＋添付資料（注 1, 2）

(2) **使用届**（法第 13 条第 1 項）〔経過措置〕

- ・施設が特定施設となった際に現にその施設を設置していた場合には**30日以内**に届出が必要となります。
- ・届出書類は正 1 部、副 1 部の**計 2 部提出**して下さい。（A4 版）

① 大気基準適用施設

様式第 1＋別紙 1＋別紙 2＋別紙 3＋添付資料（注 1）

② 水質基準対象施設

様式第 1＋別紙 4＋別紙 5＋別紙 6＋添付資料（注 2）

③ 大気基準適用施設と水質基準対象施設をともに設置している場合

様式第 1＋別紙 1＋別紙 2＋別紙 3＋別紙 4＋別紙 5＋別紙 6＋添付資料（注 1, 2）

(3) **構造等の変更届**（法第 14 条第 1 項）

- ・特定施設の構造等を変更する場合には**事前(工事着工の60日前まで)**に届出が必要です。
- ・届出書が**受理された日から60日間の実施の制限**をうけます。（Ⅱ－1 項参照）
- ・届出書類は正 1 部、副 1 部の**計 2 部提出**して下さい。（A4 版）

① 大気基準適用施設

様式第 1＋別紙 1＋別紙 2＋別紙 3＋添付資料（注 1）

② 水質基準対象施設

様式第 1＋別紙 4＋別紙 5＋別紙 6＋添付資料（注 2）

③ 大気基準適用施設と水質基準対象施設の両方を変更する場合

様式第 1＋別紙 1＋別紙 2＋別紙 3＋別紙 4＋別紙 5＋別紙 6＋添付資料（注 1, 2）

(4) **氏名の変更等の届出** (法第 18 条)

- ・変更が発生した日から**30日以内**に届出が必要となります。
- ・届出書類は正 1 部、副 1 部の**計 2 部提出**して下さい。(A4 版)
- ・担当者に事前相談の上、電子メールでの提出が可能です。

① 氏名又は名称及び住所並びに法人における代表者氏名の変更届

様式第 3

② 特定事業場の名称及び所在地の変更届

様式第 3

③ 廃止届

様式第 4

(5) **承継** (法第 19 条)

- ・承継があった日から**30日以内**に届出が必要となります。
- ・届出書類は正 1 部、副 1 部の**計 2 部提出**して下さい。(A4 版)
- ・担当者に事前相談の上、電子メールでの提出が可能です。

様式第 5

(注 1) : 添付資料 (大気基準適用施設)

- ・位置図、事業場平面図 (事業場の敷地全体が入るのが望ましい)
- ・ダイオキシン類発生抑制のための構造上の配慮  
(排出ガス処理の方法、構造図 等)
- ・排出ガスの発生及び排出ガスの処理の系統並びに排出ガスの測定箇所  
(施設位置図、施設平面図、施設構造図、排ガス測定口の位置、  
測定口径、測定口位置での煙道径、煙突高さ、排出口径 等)
- ・運転管理に関する事項
- ・緊急連絡先
- ・その他参考資料  
(処理原料及び燃料の成分表、排ガス量の計算書 等)

(注 2) : 添付資料 (水質基準対象施設)

- ・事業場の周囲 200m 以内の状況を示す図面 (見取図)
- ・用水及び排水の系統図
- ・排水処理施設の設計計算書
- ・緊急連絡先
- ・ダイオキシン類発生抑制のための構造上の配慮及び運転管理に関する事項
- ・その他必要な書類

(注 3) : 届出先

- ・法施行令第 1 条別表第 1 の第 1 項から第 4 項の施設及び第 5 項の施設 (廃棄物焼却炉)

のうち一般廃棄物を焼却する施設について：

仙台市環境局環境部**環境対策課大気係**（TEL 022-214-8222）

仙台市二日町第二仮庁舎 5 階

- ・法施行令第 1 条別表第 1 の第 5 項の施設及び別表第 2 の第 15 項の施設のうち産業廃棄物を焼却する施設、または別表第 2 の第 16 項の施設について：

仙台市環境局資源循環部**事業ごみ減量課施設係**（TEL 022-214-8236）

仙台市二日町第二仮庁舎 2 階

- ・法施行令第 1 条別表第 2 の特定施設（水質基準対象施設）のうち上記産業廃棄物に係るものを除く施設について：

仙台市環境局環境部**環境対策課水質係**（TEL 022-214-8223）

仙台市二日町第二仮庁舎 5 階



## Ⅱ． 設置計画及び設置後の管理について

### 1. 実施の制限（法第 17 条）

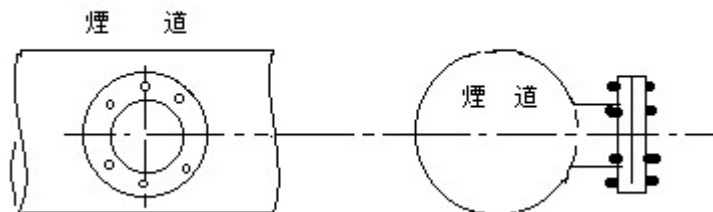
設置届又は構造等の変更届をした届出者は、その届出が**受理された日から60日後**でなければ、設置又は変更をしてはいけません。ただし、審査の結果、届出内容が法に適合すると認められるときには実施制限期間を短縮することが可能です。

### 2. 測定口の設置について（大気基準適用施設）

特定施設にはダイオキシン類の測定義務が発生します（次項参照）ので測定口の設置が必要となります。

- ・ 測定口は測定作業のしやすい直管部分に設置する。
- ・ 測定口の内口径はφ100 ミリメートル程度にする。
- ・ 施設 1 台ごとに 1 箇所設置する。
- ・ 測定口の周辺約 1m は作業空間を確保する。

測定口略図



### 3. 設置者の測定義務について（法第 28 条、法施行令第 4 条第 1 項、法施行規則第 2 条）

#### (1) 大気基準適用施設

##### ① 排出ガス中のダイオキシン類の量の測定

測定は毎年 1 回以上で、環境省令で定める方法によりおこなうこと。

（日本工業規格 K0311 によるほか法施行規則中の注意事項を参照のこと。）

##### ② 特定施設のうち**廃棄物焼却炉**に関しては、**排出ガス**の測定と併せて集じん機により集められた**ばいじん**及び焼却灰その他の**燃え殻**に含まれるダイオキシン類の量について、環境省令で定める方法により測定を行うこと。

＊ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」のなかで、特別管理産業廃棄物の取り扱いになる場合があります。詳細については、担当部署（仙台市内の施設については、仙台市環境局資源循環部事業ごみ減量課事業係 TEL 022-214-8235）にご相談下さい。

#### (2) 水質基準対象施設

排出水中のダイオキシン類の量の測定

測定は毎年 1 回以上で、環境省令で定める方法によりおこなうこと。

（日本工業規格 K0312 による。）

### 4. 測定結果の報告について（法第 28 条第 3 項、法施行規則第 8 条、同規則様式第 6）

設置者が測定した結果は都道府県知事（仙台市内においては仙台市長）へ報告しなければなりません。

### 5. 測定結果の公表について（法第 28 条第 4 項）

**特定施設の設置者より受けた報告は公表されます。**

### Ⅲ．排出基準について

(法第 8 条、法施行規則第 1 条の 2、法施行規則附則第 2 条)

#### 1. 大気基準適用施設

法施行規則別表第 1、同施行規則附則別表第 2

| 特定施設の種類                              | (能力による区分)                                 | 排出基準 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N) |    |
|--------------------------------------|-------------------------------------------|--------------------------------|----|
|                                      |                                           | 新規                             | 既設 |
| 令別表第 1 第 1 号に掲げる焼結炉                  |                                           | 0.1                            | 1  |
| 令別表第 1 第 2 号に掲げる電気炉                  |                                           | 0.5                            | 5  |
| 令別表第 1 第 3 号に掲げる焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉 |                                           | 1                              | 10 |
| 令別表第 1 第 4 号に掲げる焙焼炉、溶解炉、及び乾燥炉        |                                           | 1                              | 5  |
| 令別表第 1 第 5 号に掲げる廃棄物の焼却炉              | 焼却能力が 1 時間当たり、4,000 キログラム以上               | 0.1                            | 1  |
|                                      | 焼却能力が 1 時間当たり、2,000 キログラム以上 4,000 キログラム未満 | 1                              | 5  |
|                                      | 焼却能力が 1 時間当たり、2,000 キログラム未満               | 5                              | 10 |

ただし、大気汚染防止法において新設施設の指定物質抑制基準が適用されている施設については、新規施設の排出基準を適用することとする。

#### 2. 水質基準対象施設

法施行規則別表第 2

| 特定施設の種類                                                                | 排出基準 (pg-TEQ/L) |
|------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設            | 10              |
| カーバイト法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設                                          |                 |
| 硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設                                           |                 |
| アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち廃ガス洗浄施設                                            |                 |
| 担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設     |                 |
| 塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設                                          |                 |
| カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち<br>イ 硫酸濃縮施設<br>ロ シクロヘキサン分離施設 |                 |
| クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの<br>イ 水洗施設<br>ロ 廃ガス洗浄施設         |                 |

|                                                                                                                                                                                                     |    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| <p>4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ ろ過施設</p> <p>ロ 乾燥施設</p> <p>ハ 廃ガス洗浄施設</p>                                                                                                          |    |
| <p>2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち</p> <p>イ ろ過施設</p> <p>ロ 廃ガス洗浄施設</p>                                                                                                                             |    |
| <p>ジオキサジンバイオレット製造の用に供する施設のうち</p> <p>イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設</p> <p>ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設</p> <p>ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設</p> <p>ニ 熱風乾燥施設</p>                                                          |    |
| <p>アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 廃ガス洗浄施設</p> <p>ロ 湿式集じん施設</p>                                                                                                |    |
| <p>亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち</p> <p>イ 精製施設</p> <p>ロ 廃ガス洗浄施設</p> <p>ハ 湿式集じん施設</p>                                                                       |    |
| <p>担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ ろ過施設</p> <p>ロ 精製施設</p> <p>ハ 廃ガス洗浄施設</p>                                    | 10 |
| <p>別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの</p> <p>イ 廃ガス洗浄施設</p> <p>ロ 湿式集じん施設</p>                                                                         |    |
| <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設</p>                                                                                                                                       |    |
| <p>フロン類（特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成6年政令第308号）別表第一の一の項、三の項及び六の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ プラズマ反応施設</p> <p>ロ 廃ガス洗浄施設</p> <p>ハ 湿式集じん施設</p> |    |
| <p>下水道終末処理施設（第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）</p>                                                                                                                                      |    |
| <p>第1号から第12号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第1号から第5号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）</p>                                                           |    |

#### IV. 特定施設届出の記入要領 (法施行規則)

\* 書式は仙台市ホームページから入手できます。

##### 1. 様式第 1、特定施設設置（使用、変更）届出書

- (1) 届出先の宛名：仙台市内の施設に関しては仙台市長名になります。
- (2) 届出者名：詳細については届出書の備考 6 を参照してください。
- (3) 特定施設の種類：法施行令別表第 1 又は別表第 2 の施設種類番号と施設名を記載してください。

(例 1) 「別表第 1 の 5 廃棄物焼却炉」又は「1-5 廃棄物焼却炉」  
「別表第 2 の 15 灰の貯留施設」又は「2-15 灰の貯留施設」

(例 2) 大気基準適用施設と水質基準対象施設をともに設置している場合  

|                   |    |             |
|-------------------|----|-------------|
| 別表第 1 の 5 廃棄物焼却炉  | 又は | 1-5 廃棄物焼却炉  |
| 別表第 2 の 15 灰の貯留施設 |    | 2-15 灰の貯留施設 |

##### 2. 別紙 1、特定施設（大気基準適用施設）の構造

この用紙は特定施設の構造について 1 枚の用紙に 2 施設分の記入ができます。3 施設以上の場合はその枚数を増やしてください。

- (1) 工場又は事業場における施設番号：届出者側の管理している番号を記入してください。  
(例) 2 号電気炉、 3 号焼却炉、 M-02
- (2) 特定施設番号及び名称：様式第 1 の「特定施設の種類」に記載したものを記入する。
- (3) 型式：製造元、特定施設の型式番号 等  
(例) 仙台環境社製 KANKYOU-2000-1-15 ガス化燃焼炉型焼却炉
- (4) 施設の設置場所：事業場内の施設配置平面図等を添付し、図面上の表示と一致するように記載してください。
- (5) 設置年月日：設置届出のときは記載不要です。使用届出のときは過去に施設が設置された日を記載してください。変更届出のときは、設置届出時に工事着手予定日とした日を記載してください。
- (6) 工事着手予定日：使用届出のときは記載不要です。設置・変更届出のとき記載してください。
- (7) 工事完成予定日：使用届出のときは記載不要です。設置・変更届出のとき記載してください。
- (8) 使用開始予定年月日：使用届出のときは記載不要です。設置・変更届出のとき記載してください。
- (9) 規模：備考 2 にあるように、それぞれの特定施設に応じて記載してください。
- (10) 備考 3：特に廃棄物焼却炉においては、火床面積がわかるように図示してください。

##### 3. 別紙 2、特定施設（大気基準適用施設）の使用の方法

- (1) 工場又は事業場における施設番号：別紙 1 に記載した同様の番号を記載してください。
- (2) 1 日当たりの使用時間及び月使用日数等：
- (3) 季節変動：あれば記載してください。
- (4) 原料及び燃料
  - ①種類：処理物の名称を記載してください。特に廃棄物焼却炉の場合には処理物の内訳まで記載してください。
  - ②使用割合：前項で挙げた処理物の混合割合を記載してください。
  - ③原料又は燃料中の塩素分の成分：重量比（%）又は容量比（%）の別を明らかにして記載してください。可能であれば、成分分析表（特に焼却炉の場合）も添付してください。
  - ④1 日の使用量：最大量を記載してください。
- (5) 排ガス量：備考 1 を参照ください。なるべく燃焼計算書も添付してください。
- (6) 排ガス温度：K（ケルビン）で表示するときは単位も記載してください。
- (7) 排出ガス中のダイオキシン類の濃度：備考 2 を参照ください。
- (8) その他参考となるべき事項：備考 3 を参照ください。
- (9) 添付書類については I-3 -（注 2）を参照のこと。

4. 別紙 3、発生ガスの処理の方法

(1) 工場又は事業場における施設番号：届出者側の管理している番号を記入してください。

(例) B-1

(2) 名称及び型式：処理施設の名称のほかに、製造元、特定施設の型式番号等を記載してください。

(例) バグフィルター、仙台環境社製、D-2148222型

(3) 発生ガスの処理の内容：

(例) 排ガス中のばいじんの除去

(4) 処理の系統：排ガス処理の前後の流れが判るように記載してください。

(例) 減温装置より流入、1号煙突へ排出する。

(5) 施設の設置場所：注意事項は、別紙 1 の③の項と同様です。

(6) 設置年月日、工事着手予定年月日、工事完成予定年月日、使用開始予定年月日：

備考 1 を参照ください。

(7) その他参考となるべき事項：あれば記載ください。

添付書類等については備考 2 及び I-3-（注 2）を参照ください。

5. 別紙 4、特定施設（水質基準対象施設）の構造

水質基準対象施設届出記入例（13 ページ）を参照してください。

6. 別紙 5、特定施設（水質基準対象施設）の使用の方法

水質基準対象施設届出記入例（14 ページ）を参照してください。

7. 別紙 6、汚水等の処理の方法

水質基準対象施設届出記入例（15 ページ）を参照してください。

8. 様式第 3、氏名等変更届出書

変更届が必要になるのは以下の通りです。

(1) 氏名：届出者の名称に変更があった場合、もしくは法人にあっては代表者の氏名に変更があった場合。

(2) 名称：法人の名称に変更があった場合、もしくは特定施設がある事業場の名称に変更があった場合。

(3) 住所：届出者の住所（移動も含む）に変更があった場合。

(4) 所在地：特定施設のある事業場の所在地の名称に変更があった場合。

9. 様式第 4、特定施設使用廃止届出書

(1) 工場又は事業場の名称、工場又は事業場の所在地：様式第 1 への記載内容と同様です。

(2) 特定施設の種類：注意事項は様式 1 への記載の場合と同様です。

(3) 特定施設の設置場所：基本的には図面等の添付は不要ですが、設置（使用）届出時に添付した施設配置平面図上のどの位置か判るように記載してください。

10. 様式第 5、承継届出書

(1) 届出者は施設の管理を引き継いだ（承継した）側になります。

(2) 工場又は事業場の名称、工場又は事業場の所在地、特定施設の種類：

承継時の名称等を記載してください。事業場の名称等を変更する場合は、同時に様式 3 による変更届が必要になります。

(3) 特定施設の設置場所：設置届出書に添付する施設配置平面図上のどの位置か判るように記載してください。

(4) 被承継（施設の管理を譲った相手）氏名又は名称・住所は必ず記載してください。

11. 様式第 6、ダイオキシン類測定結果報告書

大気基準適用施設に関しては表 1 に、水質基準適用事業場に関しては表 2 に記載してください。  
ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻については、表 3 に記載してください。

- (1) 可能であれば濃度に係わる計量証明書も添付してください。
- (2) 特定施設の名称及び使用状況：施設の名称と共に、使用状況については次のように記載してください。  
(例) 連続炉、準連続炉、バッチ炉 など
- (3) 試料採取者：会社名、氏名を明記してください。ただし、計量証明書を添付する場合に本内容が記載されている場合は「別紙のとおり」との記載にかえるのは可能です。
- (4) 分析者：会社名、氏名を明記してください。ただし、計量証明書を添付する場合に本内容が記載されている場合は「別紙のとおり」との記載にかえるのは可能です。
- (5) 備考：環境計量士の会社名氏名を記載してください。ただし、計量証明を添付する場合は必要ありません。 その他、特筆すべきことがあれば記載してください。
- (6) 別紙、「測定したダイオキシン類の構成」：記載の際には備考 1～7 を参照して記載ください。

12. 様式第 7、光ディスク提出書（法施行規則第 10 条～第 13 条）

届出書等（様式第 1（別紙 1 から別紙 6 までを含む。）、様式第 3～様式第 5 による届出書および、様式第 6（別紙を含む）による報告書並びにその添付書類）の提出については、届出書等に明示すべき事項を記録した光ディスク及び様式第 7 光ディスク提出書を提出することによって行うことができます。

別紙 4 (水質基準対象施設届出記入例)

特定施設 (水質基準対象施設) の構造

|                 |                                                                                                                                                                                         |            |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 工場又は事業場における施設番号 | ○ 号 焼却炉                                                                                                                                                                                 |            |
| 特定施設番号及び名称      | 7. 廃ガス洗浄施設                                                                                                                                                                              |            |
| 型 式             | ○ ○ 社製<br>○ ○ - ○ ○ ○ (型式番号)                                                                                                                                                            |            |
| 構 造             | 水噴霧式スプレー塔                                                                                                                                                                               |            |
| 主 要 寸 法         | 2,000 <sup>W</sup> × 2,000 <sup>D</sup> × 4,000 <sup>H</sup>                                                                                                                            |            |
| 能 力             | <div> 実風量<br/>集じん効率<br/>入口、出口ダスト濃度 </div> <div> <math>\text{m}^3\text{N/hr}</math><br/>%<br/>入口 <math>\text{g/m}^3\text{N,DG}</math><br/>出口 <math>\text{g/m}^3\text{N,DG}</math> </div> |            |
| 配 置             | 別添平面図のとおり                                                                                                                                                                               |            |
| 設 置 年 月 日       | 年 月 日                                                                                                                                                                                   | (使用届のみ)    |
| 工事着手予定年月日       | 年 月 日                                                                                                                                                                                   | (設置・変更届のみ) |
| 工事完成予定年月日       | 年 月 日                                                                                                                                                                                   | (設置・変更届のみ) |
| 使用開始予定年月日       | 年 月 日                                                                                                                                                                                   | (設置・変更届のみ) |
| その他参考となるべき事項    |                                                                                                                                                                                         |            |

備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。  
2 設置届出の場合には工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

別紙5（水質基準対象施設届出記入例）

特定施設（水質基準対象施設）の使用の方法

|                                    |                                                                                                 |                          |                                                                              |     |
|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 工場又は事業場における施設番号                    | ○ 号 焼却炉                                                                                         |                          |                                                                              |     |
| 設 置 場 所                            | 仙台市 ○ ○ 区 ○ ○                                                                                   |                          |                                                                              |     |
| 操業の系統                              | 別添平面図のとおり                                                                                       |                          |                                                                              |     |
| 使用時間間隔                             | 燃焼中連続                                                                                           |                          |                                                                              |     |
| 1 日 当 た り の 使 用 時 間                | 5 時 間                                                                                           |                          |                                                                              |     |
| 使 用 の<br>季節的変動                     | なし(あれば記入)                                                                                       |                          |                                                                              |     |
| 原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量   | 再利用水                                                                                            |                          |                                                                              |     |
| 汚水又は廃液の汚染状態                        | 通 常                                                                                             | 最 大                      | 通 常                                                                          | 最 大 |
| 汚水又は廃液の汚染状態                        | <p>pH      6～8<br/>SS      200mg/L<br/>...<br/>ダイオキシン類<br/>10pg-TEQ/L 未満<br/><br/>(処理前の測定値)</p> |                          | <p>・資料添付</p> <p>資料がない場合は、これまでの測定値又は各基準値を記入して下さい。</p> <p>・循環して使用する場合は記入不要</p> |     |
| 汚水等の量<br>( $\text{m}^3/\text{日}$ ) | 通 常                                                                                             | 最 大                      | 通 常                                                                          | 最 大 |
| ( $\text{m}^3/\text{日}$ )          | 10 $\text{m}^3/\text{日}$                                                                        | 10 $\text{m}^3/\text{日}$ |                                                                              |     |
| その他参考となるべき事項                       |                                                                                                 |                          |                                                                              |     |



別紙6 (水質基準対象施設届出記入例)

汚水等の処理の方法

|                          |                       |                                                             |     |                      |     |           |     |     |     |
|--------------------------|-----------------------|-------------------------------------------------------------|-----|----------------------|-----|-----------|-----|-----|-----|
| 工場又は事業場における施設番号          |                       | ○ 号 焼却炉                                                     |     |                      |     |           |     |     |     |
| 処理施設の設置場所                |                       | 仙台市 ○ ○ 区 ○ ○<br>(別添平面図のとおり)                                |     |                      |     |           |     |     |     |
| 設置年月日                    |                       | 年 月 日                                                       |     |                      |     | (使用届のみ)   |     |     |     |
| 工事着手予定年月日                |                       | 年 月 日                                                       |     |                      |     | (設置・変更のみ) |     |     |     |
| 工事完成予定年月日                |                       | 年 月 日                                                       |     |                      |     | (設置・変更のみ) |     |     |     |
| 使用開始予定年月日                |                       | 年 月 日                                                       |     |                      |     | (設置・変更のみ) |     |     |     |
| 種類及び型式                   |                       | ○ ○ 社製                                                      |     |                      |     |           |     |     |     |
| 構 造                      |                       | 水噴霧式スプレー塔                                                   |     |                      |     |           |     |     |     |
| 主要寸法                     |                       | 2,000 <sup>W</sup> ×2,000 <sup>D</sup> ×4,000 <sup>H</sup>  |     |                      |     |           |     |     |     |
| 能 力                      |                       | 実風量 m <sup>3</sup> N/hr、集じん効率 % 他                           |     |                      |     |           |     |     |     |
| 処理の方式                    |                       | 循環して利用                                                      |     |                      |     |           |     |     |     |
| 処理の系統                    |                       | 〃                                                           |     |                      |     |           |     |     |     |
| 集水及び導水の方法                |                       | 配管により循環水槽                                                   |     |                      |     |           |     |     |     |
| 使用時間間隔                   |                       | 焼却中連続                                                       |     |                      |     |           |     |     |     |
| 1日当たりの使用時間               |                       | 5 時間                                                        |     |                      |     |           |     |     |     |
| 使用の季節変動                  |                       | なし(あれば記入)                                                   |     |                      |     |           |     |     |     |
| 消耗資材<br>1日当たりの<br>用途別使用量 |                       | 市水 20m <sup>3</sup> /日、凝集剤 10L/日<br>循環水 10m <sup>3</sup> /日 |     |                      |     |           |     |     |     |
| 汚水等の汚染状態及び量              |                       | 通 常                                                         |     | 最 大                  |     | 通 常       |     | 最 大 |     |
|                          |                       | 処理前                                                         | 処理後 | 処理前                  | 処理後 | 処理前       | 処理後 | 処理前 | 処理後 |
|                          | pH                    |                                                             |     | 6～8                  |     |           |     |     |     |
|                          | SS                    |                                                             |     | 200mg/L              |     |           |     |     |     |
|                          | ダイオキシン類               |                                                             |     | 10<br>pg-TEQ/L<br>未満 |     |           |     |     |     |
|                          | 量 (m <sup>3</sup> /日) | 10                                                          |     | 10                   |     |           |     |     |     |
| 残さの種類、1時間の種類別生成量及び処理方法   |                       | ばいじん、汚泥<br>灰と分離、最終処分場                                       |     |                      |     |           |     |     |     |
| 排出水の排出方法                 |                       |                                                             |     |                      |     |           |     |     |     |
| その他参考となるべき事項             |                       |                                                             |     |                      |     |           |     |     |     |

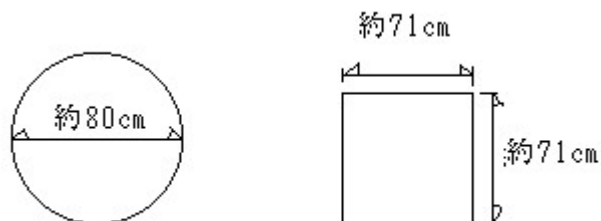
備考 1 設置届出の場合には工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

2 排出水の排出方法の欄には、排水口の位置並びに排出先を含め記載すること。

## 参考資料

### 1. 廃棄物焼却炉の火床面積の要件について

0.5 平方メートルのおおむねの目安を示すと、下図のようになります。



### 2. 小規模廃棄物焼却炉の焼却能力の算定例について

#### (1) 燃焼室熱負荷による方法（火格子燃焼方式のバッチ式焼却炉の場合）

$$\text{処理能力 (kg/h)} = \{ \text{燃焼室熱負荷 (kcal / m}^3\text{h)} \times \text{一次燃焼室容量 (m}^3\text{)} \} \\ \div \{ \text{ごみの低位発熱量 (kcal / kg)} \}$$

＊燃焼室熱負荷は、おおむね 250,000kcal / m<sup>3</sup>h とする。

#### (2) 燃焼率による方法（火格子燃焼方式のバッチ式焼却炉の場合）

$$\text{処理能力 (kg/h)} = \{ \text{燃焼率 (kg / m}^2\text{h)} \times \text{火床面積 (火格子) (m}^2\text{)} \}$$

＊燃焼率は、おおむね 100kg/m<sup>2</sup>h 前後とする。

出典：平成 6 年度環境庁委託 廃棄物焼却炉の大気汚染防止技術に関する調査（平成 7 年 3 月  
社団法人 日本産業機械工業会）より

特定施設設置(使用、変更)届出書

年 月 日

仙 台 市 長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

ダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項(第13条第1項又は第2項、第14条第1項)の規定により、特定施設について、次のとおり届け出ます。

|                       |                                        |          |       |
|-----------------------|----------------------------------------|----------|-------|
| 工場又は事業場の名称            |                                        | ※整 理 番 号 |       |
| 工場又は事業場の所在地           |                                        | ※受理年月日   | 年 月 日 |
| 特定施設の種類               |                                        | ※施 設 番 号 |       |
| △特定施設の構造              | 大気基準適用施設にあっては別紙1、水質基準対象施設にあっては別紙4のとおり。 | ※審 査 結 果 |       |
| △特定施設の使用の方法           | 大気基準適用施設にあっては別紙2、水質基準対象施設にあっては別紙5のとおり。 | ※備 考     |       |
| △発生ガス又は汚水若しくは廃液の処理の方法 | 大気基準適用施設にあっては別紙3、水質基準対象施設にあっては別紙6のとおり。 |          |       |

- 備考 1 特定施設の種類の欄には、大気基準適用施設にあってはダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1、水質基準対象施設にあっては同令別表第2に掲げる号番号及び名称を記載すること。
- 2 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 5 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

## 特定施設(大気基準適用施設)の構造

|                 |                              |       |       |
|-----------------|------------------------------|-------|-------|
| 工場又は事業場における施設番号 |                              |       |       |
| 特定施設号番号及び名称     |                              |       |       |
| 型 式             |                              |       |       |
| 施 設 の 設 置 場 所   |                              |       |       |
| 設 置 年 月 日       |                              | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 工事着手予定年月日       |                              | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 工事完成予定年月日       |                              | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 使用開始予定年月日       |                              | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 規 模             | 原料の処理能力<br>(t/h)             |       |       |
|                 | 変圧器の定格容量<br>(KVA)            |       |       |
|                 | 炉 の 容 量<br>(t)               |       |       |
|                 | 焼 却 能 力<br>(kg/h)            |       |       |
|                 | 火 床 面 積<br>(m <sup>2</sup> ) |       |       |
| その他参考となるべき事項    |                              |       |       |

- 備考 1 設置届出の場合には工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、令別表第1に掲げる施設に係る項目について記載すること。
- 3 特定施設の構造図とその主要寸法を記入した概要図を添付のこと。

## 特定施設(大気基準適用施設)の使用の方法

|                                          |                     |             |             |
|------------------------------------------|---------------------|-------------|-------------|
| 工場又は事業場における施設番号                          |                     |             |             |
| 使用状況                                     | 1日当たりの使用時間及び月使用日数等  | 時～ 時<br>日／月 | 時～ 時<br>日／月 |
|                                          | 季節変動                |             |             |
| 原料及び燃料<br>(ダイオキシン類の発生に影響のあるものに限る。)       | 種類                  |             |             |
|                                          | 使用割合                |             |             |
|                                          | 原料又は燃料中の塩素分の成分割合(%) |             |             |
|                                          | 1日の使用量              |             |             |
| 排出ガス量(m <sup>3</sup> /h)                 |                     | 最大 通常       | 最大 通常       |
| 排出ガス温度(℃)                                |                     |             |             |
| 排出ガス中の酸素濃度(%)                            |                     |             |             |
| 排出ガス中のダイオキシン類の濃度(ng-TEQ/m <sup>3</sup> ) |                     | 最大 通常       | 最大 通常       |
| その他参考となるべき事項                             |                     |             |             |

- 備考 1 廃棄物焼却炉にあっては、種類の欄には、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くずその他の廃棄物の種類を、使用割合の欄には、廃棄物の種類ごとの焼却割合を記載すること。
- 2 排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態（以下「標準状態」という。）における量に、排出ガス中のダイオキシン類の濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
- 3 ダイオキシン類の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 4 その他参考となるべき事項の欄には、排出ガスの排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出ガス量の変動の状況を記載のこと。

## 発生ガスの処理の方法

|                 |                 |                 |
|-----------------|-----------------|-----------------|
| 工場又は事業場における施設番号 |                 |                 |
| 名 称 及 び 型 式     |                 |                 |
| 発生ガスの処理の内容      |                 |                 |
| 処 理 の 系 統       |                 |                 |
| 施 設 の 設 置 場 所   |                 |                 |
| 設 置 年 月 日       | 年      月      日 | 年      月      日 |
| 工事着手予定年月日       | 年      月      日 | 年      月      日 |
| 工事完成予定年月日       | 年      月      日 | 年      月      日 |
| 使用開始予定年月日       | 年      月      日 | 年      月      日 |
| その他参考となるべき事項    |                 |                 |

- 備考 1 設置届出の場合には工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 発生ガスの処理に係る施設の構造図とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

## 特定施設(水質基準対象施設)の構造

|                 |       |       |
|-----------------|-------|-------|
| 工場又は事業場における施設番号 |       |       |
| 特定施設号番号及び名称     |       |       |
| 型 式             |       |       |
| 構 造             |       |       |
| 主 要 寸 法         |       |       |
| 能 力             |       |       |
| 配 置             |       |       |
| 設 置 年 月 日       | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 工事着手予定年月日       | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 工事完成予定年月日       | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 使用開始予定年月日       | 年 月 日 | 年 月 日 |
| その他参考となるべき事項    |       |       |

- 備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。
- 2 設置届出の場合には工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

特定施設(水質基準対象施設)の使用の方法

|                                  |     |     |     |     |
|----------------------------------|-----|-----|-----|-----|
| 工場又は事業場における施設番号                  |     |     |     |     |
| 設 置 場 所                          |     |     |     |     |
| 操 業 の 系 統                        |     |     |     |     |
| 使 用 時 間 間 隔                      |     |     |     |     |
| 1日当たりの使用時間                       |     |     |     |     |
| 使用の季節的変動                         |     |     |     |     |
| 原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量 |     |     |     |     |
| 汚水又は廃液の汚染状態                      | 通 常 | 最 大 | 通 常 | 最 大 |
|                                  |     |     |     |     |
| 汚 水 等 の 量(m <sup>3</sup> ／日)     | 通 常 | 最 大 | 通 常 | 最 大 |
|                                  |     |     |     |     |
| その他参考となるべき事項                     |     |     |     |     |



## 汚水等の処理の方法

|                        |                      |     |     |     |     |     |     |     |     |   |  |   |  |
|------------------------|----------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---|--|---|--|
| 工場又は事業場における施設番号        |                      |     |     |     |     |     |     |     |     |   |  |   |  |
| 処理施設の設置場所              |                      |     |     |     |     |     |     |     |     |   |  |   |  |
| 設 置 年 月 日              |                      | 年   |     | 月   |     | 日   |     | 年   |     | 月 |  | 日 |  |
| 工事着手予定年月日              |                      | 年   |     | 月   |     | 日   |     | 年   |     | 月 |  | 日 |  |
| 工事完成予定年月日              |                      | 年   |     | 月   |     | 日   |     | 年   |     | 月 |  | 日 |  |
| 使用開始予定年月日              |                      | 年   |     | 月   |     | 日   |     | 年   |     | 月 |  | 日 |  |
| 種 類 及 び 型 式            |                      |     |     |     |     |     |     |     |     |   |  |   |  |
| 構 造                    |                      |     |     |     |     |     |     |     |     |   |  |   |  |
| 主 要 寸 法                |                      |     |     |     |     |     |     |     |     |   |  |   |  |
| 能 力                    |                      |     |     |     |     |     |     |     |     |   |  |   |  |
| 処 理 の 方 式              |                      |     |     |     |     |     |     |     |     |   |  |   |  |
| 処 理 の 系 統              |                      |     |     |     |     |     |     |     |     |   |  |   |  |
| 集水及び導水の方法              |                      |     |     |     |     |     |     |     |     |   |  |   |  |
| 使 用 時 間 間 隔            |                      |     |     |     |     |     |     |     |     |   |  |   |  |
| 1日当たりの使用時間             |                      |     |     |     |     |     |     |     |     |   |  |   |  |
| 使用の季節変動                |                      |     |     |     |     |     |     |     |     |   |  |   |  |
| 消耗資材の1日当たりの用途別使用量      |                      |     |     |     |     |     |     |     |     |   |  |   |  |
| 汚水等の汚染状態及び量            |                      | 通 常 |     | 最 大 |     | 通 常 |     | 最 大 |     |   |  |   |  |
|                        |                      | 処理前 | 処理後 | 処理前 | 処理後 | 処理前 | 処理後 | 処理前 | 処理後 |   |  |   |  |
|                        |                      |     |     |     |     |     |     |     |     |   |  |   |  |
|                        | 量(m <sup>3</sup> /日) |     |     |     |     |     |     |     |     |   |  |   |  |
| 残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法 |                      |     |     |     |     |     |     |     |     |   |  |   |  |
| 排出水の排出方法               |                      |     |     |     |     |     |     |     |     |   |  |   |  |
| その他参考となるべき事項           |                      |     |     |     |     |     |     |     |     |   |  |   |  |

- 備考 1 設置届出の場合には工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 排出水の排出方法の欄には、排水口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

様式第3(第6条関係)

氏 名 等 変 更 届 出 書

年      月      日

仙 台 市 長      殿

届出者    氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

氏名(名称、住所、所在地)に変更があったので、ダイオキシン類対策特別措置法第18条の規定により、次のとおり届け出ます。

|           |     |                 |           |                 |
|-----------|-----|-----------------|-----------|-----------------|
| 変更の内容     | 変更前 |                 | ※整 理 番 号  |                 |
|           | 変更後 |                 | ※受理年月日    | 年      月      日 |
| 変 更 年 月 日 |     | 年      月      日 | ※施 設 番 号  |                 |
| 変 更 の 理 由 |     |                 | ※備      考 |                 |

- 備考    1    ※印の欄には、記載しないこと。
- 2    用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第4(第6条関係)

特定施設使用廃止届出書

年 月 日

仙 台 市 長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

特定施設の使用を廃止したので、ダイオキシン類対策特別措置法第18条の規定により、次のとおり届け出ます。

|               |       |          |       |
|---------------|-------|----------|-------|
| 工場又は事業場の名称    |       | ※整 理 番 号 |       |
| 工場又は事業場の所在地   |       | ※受理年月日   | 年 月 日 |
| 特 定 施 設 の 種 類 |       | ※施 設 番 号 |       |
| 特定施設の設置場所     |       | ※備 考     |       |
| 使用廃止の年月日      | 年 月 日 |          |       |
| 使 用 廃 止 の 理 由 |       |          |       |

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第5(第7条関係)

承 継 届 出 書

年 月 日

仙 台 市 長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

特定施設に係る届出者の地位を承継したので、ダイオキシン類対策特別措置法第19条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

|               |        |       |          |       |
|---------------|--------|-------|----------|-------|
| 工場又は事業場の名称    |        |       | ※整 理 番 号 |       |
| 工場又は事業場の所在地   |        |       | ※受理年月日   | 年 月 日 |
| 特 定 施 設 の 種 類 |        |       | ※施 設 番 号 |       |
| 特定施設の設置場所     |        |       | ※備 考     |       |
| 承 継 の 年 月 日   |        | 年 月 日 |          |       |
| 被承継者          | 氏名又は名称 |       |          |       |
|               | 住 所    |       |          |       |
| 承 継 の 原 因     |        |       |          |       |

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

ダイオキシン類測定結果報告書

年 月 日

仙 台 市 長 殿

報告者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

ダイオキシン類による汚染の状況について測定したので、ダイオキシン類対策特別措置法第28条第3項の規定により、次のとおり報告します。

表1 排出ガス

| 採取年月日及び時刻<br>(開始時刻～終了時刻) | 排 出<br>ガス量<br>( $\text{m}^3/\text{日}$ ) | 排出ガス<br>中の酸素<br>濃度(%) | 測定箇所 | 特定施設の<br>名称及び使<br>用状況 | 分析年月日 | 測定結果<br>( $\text{ng-TEQ}/\text{m}^3$ ) | 試料採<br>取者 | 分析者 | 備考 |
|--------------------------|-----------------------------------------|-----------------------|------|-----------------------|-------|----------------------------------------|-----------|-----|----|
|                          |                                         |                       |      |                       |       |                                        |           |     |    |
|                          |                                         |                       |      |                       |       |                                        |           |     |    |

表2 排水水

| 採取年月日<br>及び時刻 | 測 定 場 所 |                                    | 特定施設の名称<br>及び使用状況 | 分析年月日 | 測定結果<br>( $\text{pg-TEQ}/\text{L}$ ) | 採水者 | 分析者 | 備考 |
|---------------|---------|------------------------------------|-------------------|-------|--------------------------------------|-----|-----|----|
|               | 名称      | 排 水 量<br>( $\text{m}^3/\text{日}$ ) |                   |       |                                      |     |     |    |
|               |         |                                    |                   |       |                                      |     |     |    |
|               |         |                                    |                   |       |                                      |     |     |    |

表3 ばいじん等

| 採取年月日<br>及び時刻 | 試料の種類 | 採取箇所 | 特定施設の名称<br>及び使用状況 | 分析年月日 | 測定結果<br>( $\text{ng-TEQ}/\text{g}$ ) | 試 料 採<br>取者 | 分析者 | 備考 |
|---------------|-------|------|-------------------|-------|--------------------------------------|-------------|-----|----|
|               |       |      |                   |       |                                      |             |     |    |
|               |       |      |                   |       |                                      |             |     |    |

- 備考 1 報告書及び別紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（以下「規則」という。）第3条第1項に基づき換算した測定結果については、別紙1を添付するものとする。
- 3 規則第3条第2項に基づき換算した測定結果については、別紙2を添付するものとする。
- 4 2以上の測定結果がある場合は、添付する別紙1又は2のそれぞれの対応関係がわかるように備考欄に記載すること。
- 5 排出ガスにあっては表1、排水水にあっては表2、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻（以下「ばいじん等」という。）にあっては表3に記載すること。なお、同一届出者が大気基準適用施設及び水質基準対象施設をも設置している場合には、併せて1葉の様式に記載すること。
- 6 排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態（以下「標準状態」という。）における量に、測定結果については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
- 7 2以上の水質基準対象施設を設置し、異なる排水系統を有する水質基準適用事業場にあつては、それぞれの排水系統の排水口ごとに測定を行い、結果を記載すること。
- 8 表3の試料の種類として、ばいじん、焼却灰、混合灰又はこれらの処理物（処理方法）の別を記載すること。

## 別紙 1

## 規則第3条第1項に基づき換算したダイオキシン類の構成

| 整 理 番 号             |                                     | 実測濃度 | 試料における<br>定量下限 | 試料における<br>検出下限 | 毒性等価係数  | 毒性等量 |
|---------------------|-------------------------------------|------|----------------|----------------|---------|------|
| ポリ塩化ジベンゾフラン         | 2, 3, 7, 8—TeCDF                    |      |                |                | 0.1     |      |
|                     | 1, 2, 3, 7, 8—PeCDF                 |      |                |                | 0.03    |      |
|                     | 2, 3, 4, 7, 8—PeCDF                 |      |                |                | 0.3     |      |
|                     | 1, 2, 3, 4, 7, 8—HxCDF              |      |                |                | 0.1     |      |
|                     | 1, 2, 3, 6, 7, 8—HxCDF              |      |                |                | 0.1     |      |
|                     | 1, 2, 3, 7, 8, 9—HxCDF              |      |                |                | 0.1     |      |
|                     | 2, 3, 4, 6, 7, 8—HxCDF              |      |                |                | 0.1     |      |
|                     | 1, 2, 3, 4, 6, 7, 8—HpCDF           |      |                |                | 0.01    |      |
|                     | 1, 2, 3, 4, 7, 8, 9—HpCDF           |      |                |                | 0.01    |      |
|                     | OCDF                                |      |                |                | 0.0003  |      |
|                     | Total PCDFs                         | —    | —              | —              | —       |      |
| ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン     | 2, 3, 7, 8—TeCDD                    |      |                |                | 1       |      |
|                     | 1, 2, 3, 7, 8—PeCDD                 |      |                |                | 1       |      |
|                     | 1, 2, 3, 4, 7, 8—HxCDD              |      |                |                | 0.1     |      |
|                     | 1, 2, 3, 6, 7, 8—HxCDD              |      |                |                | 0.1     |      |
|                     | 1, 2, 3, 7, 8, 9—HxCDD              |      |                |                | 0.1     |      |
|                     | 1, 2, 3, 4, 6, 7, 8—HpCDD           |      |                |                | 0.01    |      |
|                     | OCDD                                |      |                |                | 0.0003  |      |
|                     | Total PCDDs                         | —    | —              | —              | —       |      |
| Total (PCDFs+PCDDs) |                                     | —    | —              | —              | —       | —    |
| コプラナーポリ塩化ビフェニル      | 3, 4, 4', 5—TeCB (#81)              |      |                |                | 0.0003  |      |
|                     | 3, 3', 4, 4' —TeCB (#77)            |      |                |                | 0.0001  |      |
|                     | 3, 3', 4, 4', 5—PeCB (#126)         |      |                |                | 0.1     |      |
|                     | 3, 3', 4, 4', 5, 5' —HxCB (#169)    |      |                |                | 0.03    |      |
|                     | 2', 3, 4, 4', 5—PeCB (#123)         |      |                |                | 0.00003 |      |
|                     | 2, 3', 4, 4', 5—PeCB (#118)         |      |                |                | 0.00003 |      |
|                     | 2, 3, 3', 4, 4' —PeCB (#105)        |      |                |                | 0.00003 |      |
|                     | 2, 3, 4, 4', 5—PeCB (#114)          |      |                |                | 0.00003 |      |
|                     | 2, 3', 4, 4', 5, 5' —HxCB (#167)    |      |                |                | 0.00003 |      |
|                     | 2, 3, 3', 4, 4', 5—HxCB (#156)      |      |                |                | 0.00003 |      |
|                     | 2, 3, 3', 4, 4', 5' —HxCB (#157)    |      |                |                | 0.00003 |      |
|                     | 2, 3, 3', 4, 4', 5, 5' —HpCB (#189) |      |                |                | 0.00003 |      |
| Total コプラナーPCBs     |                                     | —    | —              | —              | —       |      |
| Total ダイオキシン類       |                                     | —    | —              | —              | —       |      |
| 備考                  |                                     |      |                |                |         |      |

- 備考 1 排出ガスの測定結果を記入する場合にあっては、単位を $\text{ng}/\text{m}^3$ （毒性等量にあっては、 $\text{ng-TEQ}/\text{m}^3$ 。）、排水の測定結果を記入する場合にあっては、単位を $\text{pg}/\text{L}$ （毒性等量にあっては、 $\text{pg-TEQ}/\text{L}$ 。）とし、ばいじん等の測定結果を記入する場合にあっては、単位を $\text{ng}/\text{g}$ （毒性等量にあっては、 $\text{ng-TEQ}/\text{g}$ 。）とする。
- 2 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字で記載すること。
- 3 実測濃度の項において、検出下限未満のものは“ND”と記載すること。
- 4 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を零として算出すること。
- 5 規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法により測定を行った場合は、備考欄に測定に用いた方法を記載すること。
- 6 用語の定義は、日本産業規格K0311、K0312又は規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法によること。
- 7 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。

別紙 2

規則第 3 条第 2 項に基づき換算したダイオキシン類の測定方法

| 整理番号 | 測定方法 | 実測濃度 | 試料における<br>定量下限 | 試料における<br>検出下限 | 測定量<br>(毒性等量) | 備 考 |
|------|------|------|----------------|----------------|---------------|-----|
|      |      |      |                |                |               |     |
|      |      |      |                |                |               |     |

- 備考 1 排出ガスの測定結果を記入する場合にあつては、単位を $\text{ng}/\text{m}^3$ （毒性等量にあつては、 $\text{ng-TEQ}/\text{m}^3$ 。）とし、ばいじん等の測定結果を記入する場合にあつては、 $\text{ng}/\text{g}$ （毒性等量にあつては、 $\text{ng-TEQ}/\text{g}$ 。）とする。
- 2 測定方法の項においては、規則第 2 条第 1 項第 4 号の規定に基づき環境大臣が定める方法のうち、測定に用いた方法を記載すること。
- 3 実測濃度の項においては、2 の測定方法により測定された標準溶液相当濃度を記載すること。
- 4 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字を記載すること。
- 5 実測濃度の項において、検出下限未満のものは“ND”と記載すること。
- 6 定量下限未満の実測濃度の測定量（毒性等量）は、零とすること。
- 7 用語の定義は、規則第 2 条第 1 項第 4 号の規定に基づき環境大臣が定める方法によること。
- 8 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。

光ディスク提出書

年 月 日

仙 台 市 長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法  
報告者 人にある場合はその代表者の氏名

ダイオキシン類対策特別措置法第 条第 項の規定による届出書又は報告に際し提出すべき書類（その添付書類を含む）に明示すべき事項を記録した光ディスクを以下のとおり提出します。

本提出書に添付されている光ディスクに記録された事項は、事実と相違ありません。

1. 光ディスクに記録された事項

2. 光ディスクと併せて提出される書類

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
  - 2 法令の条項については、当該届出又は報告の根拠条項を記載すること。
  - 3 「光ディスクに記録された事項」の欄には、光ディスクに記録されている事項を記載するとともに、二枚以上の光ディスクを提出するときは、光ディスクに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
  - 4 「光ディスクと併せて提出される書類」の欄には、当該届出又は報告の際に本提出書に添付されている光ディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあつては、その書類名を記載すること。